

第 29 号議案

足立区東伊興生活館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区東伊興生活館条例の一部を改正する条例

足立区東伊興生活館条例（平成 11 年足立区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区民の生活環境の向上と、区民の主体的な地域活動、生涯学習活動を支援する」を「区民の主体的な地域活動及び生涯学習活動を支援するとともに、児童の健全育成を図り、もって区民の生活環境の向上に資する」に改める。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 児童の健全育成に関する事業

ア 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操の涵養その他児童の心身の健全な育成指導に関すること。

イ 児童の健全育成を目的とする施設、組織等との連絡に関すること。

ウ 学童保育室に関すること。

第 4 条を次のように改める。

（施設）

第 4 条 東伊興生活館に次の施設を置く。

（1） 遊戯室、工作室、図書室、学童保育室その他児童の健全育成に必要な施設（以下「児童施設」という。）

（2） 集会室

2 前項第 1 号に規定する施設の名称については、区長が別に定め告示する。

第 1 1 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条を削り、第 9 条を第 1 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(準用)

第 1 3 条 学童保育室の利用に関しては、足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の規定を準用する。

第 8 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 7 条を第 1 0 条とし、第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条中「東伊興生活館」を「東伊興生活館の施設（学童保育室を除く。）」に改め、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

(休館日)

第 5 条 東伊興生活館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 1 月 1 日から同月 3 日まで

(2) 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

2 前項に規定する休館日のほか、児童施設の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日（1 月 1 日を除く。）

(開館時間)

第 6 条 東伊興生活館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 6 時（1 0 月から翌年 3 月までの間は午後 5 時）までとする。ただし、集会室の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとする。

(利用者の範囲)

第 7 条 児童施設は、児童に公開する。

2 集会室は、地域の団体（原則として区内に在住し、又は在勤する者

で構成する団体で、区長が別に定めるものをいう。以下同じ。) が利用する。

- 3 児童施設（学童保育室を除く。）が公開されていないときは、前項の集会室として地域の団体が利用できる。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

東伊興生活館に学童保育室その他の児童施設を設置する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。